

改 正 後	現 行
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>目 次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条～第1-13条 [略]</p> <p>第1-14条 地元関係者との交渉等 <u>7</u></p> <p>第1-15条～第1-23条 [略]</p> <p>第1-24条 履行機関の変更 <u>10</u></p> <p>第1-25条・第1-26条 [略]</p> <p>第1-27条 受注者の賠償責任 <u>11</u></p> <p>第1-28条～第1-38条 [略]</p> <p>第1-39条 環境負担低減への取組 <u>17</u></p> <p>第1-40条 [略]</p> <p>第2章～第12章 [略]</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>目 次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条～第1-13条 [略]</p> <p>第1-14条 地元関係者との交渉等 <u>6</u></p> <p>第1-15条～第1-23条 [略]</p> <p>第1-24条 履行機関の変更 <u>9</u></p> <p>第1-25条・第1-26条 [略]</p> <p>第1-27条 受注者の賠償責任 <u>10</u></p> <p>第1-28条～第1-38条 [略]</p> <p>第1-39条 環境負担低減への取組 <u>16</u></p> <p>第1-40条 [略]</p> <p>第2章～第12章 [略]</p>
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条～第1-7条 [略]</p> <p>第1-8条 提出書類</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf」）に基づくものとする。</p> <p>第1-9条 打合せ等</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u></p> <p><u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条～第1-7条 [略]</p> <p>第1-8条 提出書類</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）に基づくものとする。</p> <p>第1-9条 打合せ等</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	現行
<p>第1-10条～第1-35条 [略]</p> <p>第1-36条 個人情報の取扱い</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>[以下略]</p> <p>第1-37条～第1-40条 [略]</p> <p>第2章～第6章 [略]</p> <p>第7章 解析等調査業務</p> <p>第7-1条 [略]</p> <p>第7-2条 業務内容</p> <p>解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。</p> <p><u>1 計画準備</u></p> <p><u>(1) 調査計画の立案及び業務計画書の作成</u></p> <p><u>2～5</u> [略]</p> <p>第7-3条 [略]</p> <p>第8章～第12章 [略]</p>	<p>第1-10条～第1-35条 [略]</p> <p>第1-36条 個人情報の取扱い</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>[以下略]</p> <p>第1-37条～第1-40条 [略]</p> <p>第2章～第6章 [略]</p> <p>第7章 解析等調査業務</p> <p>第7-1条 [略]</p> <p>第7-2条 業務内容</p> <p>解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>1～4</u> [略]</p> <p>第7-3条 [略]</p> <p>第8章～第12章 [略]</p>

測量業務共通仕様書

目次

第1条～第18条 [略]	
第19条 関連法令及び条例の順守	<u>8</u>
第20条～第25条 [略]	
第26条 発注者の賠償責任	<u>10</u>
第27条～第29条 [略]	
第30条 成果物の使用等	<u>11</u>
第31条～第39条 [略]	
第40条 調査・試験に対する協力	<u>16</u>

測量業務共通仕様書

第1条～第8条 [略]

第9条 提出書類

1・2 [略]

3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf>」）に基づくものとする。

第10条 打合せ等

1～3 [略]

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することを行う。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第11条～第35条 [略]

第36条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

測量業務共通仕様書

目次

第1条～第18条 [略]	
第19条 関連法令及び条例の順守	<u>7</u>
第20条～第25条 [略]	
第26条 発注者の賠償責任	<u>9</u>
第27条～第29条 [略]	
第30条 成果物の使用等	<u>10</u>
第31条～第39条 [略]	
第40条 調査・試験に対する協力	<u>15</u>

測量業務共通仕様書

第1条～第8条 [略]

第9条 提出書類

1・2 [略]

3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」）に基づくものとする。

第10条 打合せ等

1～3 [略]

[新設]

第11条～第35条 [略]

第36条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報

改正後

2～11 [略]

第37条～第40条 [略]

現行

の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2～11 [略]

第37条～第40条 [略]

設計業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1-1条～第1-14条 [略]

第1-15条 地元関係者との交渉等 8

第1-16条 [略]

第1-17条 成果物の提出 9

第1-18条～第1-20条 [略]

第1-21条 条件変更等 10

第1-22条～第1-30条 [略]

第1-31条 安全等の確保 13

第1-32条～第1-35条 [略]

第1-36条 行政情報流出防止対策の強化 16

第1-37条～第1-39条 [略]

第2章 [略]

設計業務共通仕様書

第1章 総則

第1-1条～第1-8条 [略]

第1-9条 提出書類

1～2 [略]

3 受注者は、監督職員と受注者との間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における発受注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf>」）に基づくものとする。

第1-10条 打合せ等

1～3 [略]

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第1-11条～第1-34条 [略]

第1-35条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざ

設計業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1-1条～第1-14条 [略]

第1-15条 地元関係者との交渉等 7

第1-16条 [略]

第1-17条 成果物の提出 8

第1-18条～第1-20条 [略]

第1-21条 条件変更等 9

第1-22条～第1-30条 [略]

第1-31条 安全等の確保 12

第1-32条～第1-35条 [略]

第1-36条 行政情報流出防止対策の強化 15

第1-37条～第1-39条 [略]

第2章 [略]

設計業務共通仕様書

第1章 総則

第1-1条～第1-8条 [略]

第1-9条 提出書類

1～2 [略]

3 受注者は、監督職員と受注者との間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における発受注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」）に基づくものとする。

第1-10条 打合せ等

1～3 [略]

[新設]

第1-11条～第1-34条 [略]

第1-35条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第

改正後	現行
<p data-bbox="320 256 1430 289">ん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="302 357 451 390">2～11[略]</p> <p data-bbox="172 424 599 457">第1-36条～第1-39条 [略]</p> <p data-bbox="172 491 362 525">第2章 [略]</p>	<p data-bbox="1638 256 2783 323">27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="1620 357 1768 390">2～11[略]</p> <p data-bbox="1489 424 1917 457">第1-36条～第1-39条 [略]</p> <p data-bbox="1489 491 1679 525">第2章 [略]</p>

改正後

業務請負契約、調査・測量・設計業務

共通仕様書等に基づく提出様式

業務関係書類一覧表

作成時期	種別	業務関係書類			業務関係書類の様式等	書類作成の位置付け				電子契約システム取扱対象	情報共有システム取扱対象	提出 電子納品	備考
		No	書類等名称	書類作成の根拠（共通仕様書は設計業務共通仕様書を代表として掲載）		書類作成者		提出先					
						発注者	受注者	監督職員	契約担当				
業務着手前	[略]	1~15	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	業務書類・その他	16	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		17	担当技術者届	[略]	[略]	-	○	○	-	-	二	二	電子メール等による提出可
		18	担当技術者経歴書	[略]	[略]	-	○	○	-	-	二	二	電子メール等による提出可
		19~20	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
履行中	[略]	21	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	業務書類・その他	22~29	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		30	担当技術者変更届	[略]	[略]	-	○	○	-	-	二	二	電子メール等による提出可
		31	担当技術者経歴書	[略]	[略]	-	○	○	-	-	二	二	電子メール等による提出可
		32	業務履行報告書	[略]	[略]	-	○	○	-	-	○	○	[略]
		33	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		34	身分証明書交付願	[略]	[略]	[略]	-	○	-	○	-	二	二
業務完成時	[略]	35~39	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

(注) 提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。

現行

業務請負契約、調査・測量・設計業務

共通仕様書等に基づく提出様式

業務関係書類一覧表

作成時期	種別	業務関係書類			業務関係書類の様式等	書類作成の位置付け				電子契約システム取扱対象	情報共有システム取扱対象	提出 電子納品	備考
		No	書類等名称	書類作成の根拠（共通仕様書は設計業務共通仕様書を代表として掲載）		書類作成者		提出先					
						発注者	受注者	監督職員	契約担当				
業務着手前	[略]	1~15	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	業務書類・その他	16	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		17	担当技術者届	[略]	[略]	-	○	●	-	-	○	○	
		18	担当技術者経歴書	[略]	[略]	-	○	●	-	-	○	○	
		19~20	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
履行中	[略]	21	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	業務書類・その他	22~29	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		30	担当技術者変更届	[略]	[略]	-	○	●	-	-	○	○	
		31	担当技術者経歴書	[略]	[略]	-	○	●	-	-	○	○	
		32	業務履行報告書	[略]	[略]	-	○	●	-	-	○	○	[略]
		33	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		34	身分証明書交付願	[略]	[略]	[略]	-	○	-	○	-	○	○
業務完成時	[略]	35~39	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

(注) 提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。

改 正 後

(様式 1 - 1) ~ (様式 1 5) [略]

現 行

(様式 1 - 1) ~ (様式 1 5) [略]